インターネット通販などの定期購入トラブルに御注意を!

当センターへの相談で、「お試しだけ」のつもりが「定期購入」になっていたなど、インターネット通販などによる健康食品、化粧品、飲料などの購入に関する相談が多く寄せられています。

令和4年6月1日に「**詐欺的な定期購入商法**」の規制が強化された「**改正特定商取引法**」が施行されました。事業者は、取引における基本的な事項を最終確認画面で明確に表示することが義務付けられ、誤認して申し込みをした消費者は、申し込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

【相談事例】

スマートフォンで動画配信に表示された広告を見て、家でできるトレーニングのDVDが付いていることに惹かれ「初回540円」のダイエットサプリを注文した。数日後、商品が届き代金は後払いで支払った。その後、2回目が届いたことで定期購入であったことに気が付いた。2回目以降は6,998円と高額で、しかも4回の購入が条件となっていた。販売業者へ連絡したところ、解約には応じるが5,000円の違約金を支払うように言われた。このような高額な代金を支払うことができないため、解約したい。

≪改正特定商取引法では≫

改正特定商取引法では、販売業者等は、販売サイトの「最終確認画面」で顧客が「注文確定」の直前段階で分量、販売価格・対価、支払いの時期・方法、引渡・提供時期、申込期間(期限のある場合)、申し込みの撤回、解除に関することなどの契約の申し込みの内容を簡単に最終確認できるように表示することを義務付けています。

販売業者等が上記の契約の申し込み内容を表示しなかったり、不実の表示・消費者を誤認させるような表示を行った場合



消費者が誤認して申し込みを した場合、申し込みの意思表 示を取り消すことができます。

≪消費者へのアドバイス 最終確認画面のチェック徹底を‼≫

低価格を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を購入しても、「定期購入」が条件となっており、総額が数万円など、注文時に想定していた以上の金額を支払うケースがあります。「最終確認画面」で**定期購入が条件になっていないか**など、販売条件を必ず確認しましょう。

また、「定期縛りなし」「いつでも解約可能」などの表示をみると、継続期間や購入回数が決まっていない「定期購入」と認識をもってしまい、実際には、初回の低価格の商品のみ購入して、2回目以降を解約する時は、違約金等を請求されるケースがあります。「最終確認画面」で解約条件などを必ず確認しましょう。

不安に思った場合、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。

若年者に多い消費者トラブル

令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられたことにより、18歳で 法律上は大人として扱われるようになりました。自分の判断だけで契約できるようになる 一方で、契約を守るべき義務も発生します。成年になって結んだ契約は未成年者取消権(親 の同意を得ずに契約した場合、原則取り消すことができる)が使えません。内容を理解し ないまま安易に契約せずに、よく考えて納得した上で決めることが大切です。

全国的に若年層に多い消費者トラブルとして

- ◆副業・情報商材やマルチなどのもうけ話トラブル
- ◆出会い系サイトやマッチングアプリの出会い系トラブル
- ◆エステや美容医療などの美容関連トラブル

などがあります。

簡単に稼げるなどの甘い言葉をうのみにせず、契約相手が本当に信用できるか慎重に判断 する、リスク説明を十分に受けて検討するなどでトラブルを回避しましょう。

出前講座~講師派遣のご案内~無料

当センターでは、鈴鹿亀山圏域住民の皆さまが、消費生活に関する被害やトラブルに巻き込まれないよう、また、安心して商品やサービスを利用できるよう、皆さまの地域に出向いてお話しをする出前講座を実施しています。出前講座の講師料は無料ですので、お気軽にご利用ください。 ※会場の確保および会場の利用等に係る費用は、お申込者様にてご負担いただきます。

自し込み方法と開催までの流れ

電話で

- 希望日時
- 開催場所
- 人数
- 話してほしいテーマをお伝えください。



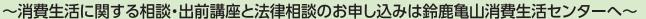
(日程調整後) 出前講座申込書を当センタ ーまでFAX、郵送又はメ ールしてください。



(開催の1~2週間前) 出前講座担当者と詳細 の打合せを行います。

出前間座のテーマ

- •「消費者トラブルにご用心!~みんなのあんしん消費生活~」 (トラブル事例の紹介。クイズ·DVD などで説明します。)
- くらしに役立つ消費者知識
- ・コロナ禍における生活設計の見直しかた
- 明日を楽しく生きるためにエンディングノートの活用法
- 未成年者の契約トラブルやインターネットトラブル など
- お申し込みは原則20名以上の参加人数でお願いします。
- ・開催日時はできる限りご希望に合わせますが、原則、平日昼間でお願いします。
- ・講座時間は30分から2時間程度ですが、ご希望に応じて調整します。



住 所:鈴鹿市算所二丁目5番1号 鈴鹿ハンターショッピングセンター2階

TEL: 059-375-7611 FAX: 059-370-2900

E-mail: skshouhi@mecha.ne.jp

「相談時間: 面談: 平日 午前 10 時~午後 5 時まで(年末年始を除く。)

電話: 午前 9 時~午前12時 午後1時~午後5時まで」

◎土・日・祝日(年末年始を除く。)は「消費者ホットライン」188番へ

